

# 水道

## 水道メーターの 一斉交換を行います

水道メーター（量水器）は「計量法」により、その有効期間が8年と定められているため、市では有効期間の満了前に、新しい水道メーターに交換します。

交換対象 平成20年に製造されたメーター（一部平成21年・22年製含む）  
交換期間 6月下旬～11月上旬

メーター交換に当たって

- ・6月1日現在で、対象のメーター（閉栓中も含む）を設置中の方には、事前にはがきでお知らせします。
- ・メーターの交換費用は市が負担しますので、お客様への費用請求はありません。
- ただし、メーター交換と併せてメーターボックスの修繕などの別工事を依頼された場合は、お客様の負担となります。
- ・メーター交換は市が委託した水道工業者が行いますので、交換作業時の敷地への立ち入りについて、あらかじめご了解ください。なお、ご不在の場合でも交換

作業をさせていただきます。

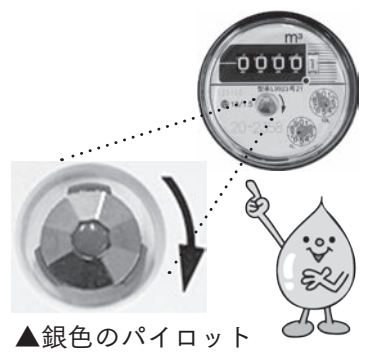
交換時は一時断水となりますので、都合が悪い場合は日時などを水道工業者と打ち合わせてください。

- ・交換工事後、メーター付近から漏水などを発見した場合は、上下水道課へご連絡ください。
- ・メーターボックスの上に物を置いたり、駐車しないよう、ご協力をお願いします。

### 漏水の早期発見のために

敷地内にある水道管は原則として、お客様に管理していただくことになっていきます。水道メーターより宅地側で漏水している場合、水道メーターで確認することができず、次の順序で月に一度はご確認ください。

- ① 宅内の蛇口などを全て閉めてください。
- ② 量水器のふたを開け、水道メーターをご覧ください。
- ③ 銀色のパイロットをご確認いただき、パイロットが回っていれば、漏水している可能性があります。



▲銀色のパイロット

漏水している場合は、市指定工事店へ修理を依頼してください。その際の修理費用はお客様の負担となります。（「くらしの便利帳」および市公式ホームページに指定工事店一覧表を掲載しています）

なお、土の中など、目に見えない場所での漏水に対しては、料金の軽減措置がありますが、水道料金は原則として「漏水した料金の半分はお客様負担」となります。（下水道使用料などは例外あり）※漏水箇所がボイラー、温水器、給湯設備などの場合、市指定工事店または器具を取り付けた業者へご連絡ください。（原則として、料金の軽減対象になりません）

問い合わせ先  
上下水道課 水道係・営業係  
☎(22) 2111 (内線 282・284)

# 防除

## 早期発見・早期防除 アメリカシロヒトリから樹木を守りましょう

アメリカシロヒトリは年2回発生し、桜やクルミ、桑などを食害します。樹木を所有する皆さんは、樹木を点検してください。食害が発生した場合は、所有者が責任をもって防除し、被害を拡大させないようにしてください。

### ○点検方法

ふ化した幼虫は糸を吐いて巣を作り、12日間ほど群集しています。初めは葉脈だけを残して食害するので、食害を受けた葉は透けて見えます。

### ○巣の処分方法

巣を見つけた場合は、幼虫ごと枝を切り取り、踏みつぶすか、焼却してください。

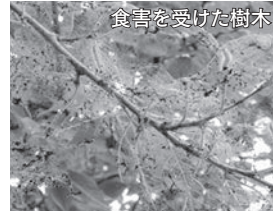
### ○農薬防除

幼虫が分散したときは、それぞれの樹木に適した農薬を使用し、濃度、使用量、回数や散布時期など、薬剤のラベルに記載のある説明文をよく読んで、適正な使用方法を守ってください。

※農薬散布に当たっては、風のない時に行うなど、十分な配慮をお願いします。

### ○防除機器の貸し出し

公民館の敷地など、区で防除を行う場合は、防除機器などの貸し出しを行います。



食害を受けた樹木



アメリカシロヒトリ

問い合わせ・申請先 農政課振興係 ☎(22) 2111 (内線 253)



# 新規就農者支援事業



市では、次の新規就農者支援施策を行っています。

## 青年就農給付金（経営開始型）

独立自営の認定新規就農者で、農業経営を開始する方、または既に農業経営を開始している方に、国から給付金が交付されます。

この給付金は、夫婦で申請することもできます。

○交付金額 年間150万円以内（1人分）

夫婦の場合 右記の金額の1.5人分

※2年目以降は前年の所得により給付金額が変動

○交付期間 最長5年間

## 農業後継者育成支援事業

主として、農業に従事して親の経営に参画する方に、市から補助金を交付します。後継者の配偶者も申請することができます。

○交付金額 年間60万円

配偶者の場合 30万円

○交付期間 最長3年間

## 農業後継者研修支援事業

農業後継者で、就農前または一時離農し、先進農家や農業研究機関などで研修を受ける方に、市から補助金を交付します。

○交付金額 年間48万円

## 新規参入者営農支援事業

Iターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、農地や機械などの取得やリースをする方に、市から補助金を交付します。

○補助対象 取得やリースに係る経費総額50万円以上の3分の1以内

○交付金額 100万円以内

または月額1万5千円以内

## 新規参入者定住支援事業

Iターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、住居を取得または賃借する方に、市から補助金を交付します。

- 補助対象 取得経費または賃借料の2分の1以内
- ※県営住宅・市営住宅を除く
- 交付金額 200万円以内
- または、月額3万円以内
- 交付期間 最長3年間

## 遊休荒廃農地再生支援事業

独立自営で農業経営を開始する方・開始して5年以内の方、または認定新規就農者の方で、遊休荒廃農地の再生をする方に、市から補助金を交付します。

○補助対象 取得やリースに係る経費総額50万円以上の3分の1以内

○交付金額 100万円以内

または月額1万5千円以内

○交付期間 最長3年間

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



▲QRコード

問い合わせ・申請先 農政課農政係 ☎(22)2111 (内線253)



# 遊休荒廃農地対策事業補助金制度を拡充しました

市では、荒廃化した農地の解消を図るため、市内の遊休荒廃農地を再活用して景観作物や農作物の作付けを行う方または団体に対して、3年を限度に面積に応じて補助金を交付（農地10アール当たり初年度最大4万円、2・3年目最大2万円）していますが、本年度から下表のとおり補助金額を変更しました。人・農地プランの中心経営体や新規就農者の方などについては補助金額が拡充されていますので、遊休荒廃農地を再活用される際はご利用ください。

補助対象者	事業年度	10アール当たり補助限度額	補助率
① 下記以外の農業者	初年度	40,000円	10分の10以内
	2・3年目	20,000円	
② 人・農地プラン中心経営体 認定農業者・就農者	初年度	60,000円	
	2・3年目	30,000円	
③ 新規就農者*	初年度	75,000円	
	2・3年目	40,000円	

### 【補助対象農地】

- ・1年以上耕作をせず、荒廃した農地
- ・作付けし、3年以上耕作を継続する予定のある農地（②、③については5年以上）
- ・面積が10アール以上のもまとまった農地
- ※利用権設定などにより借り受けた農地が対象であり、自己所有農地は対象となりません。

### 【補助対象経費】

- ・遊休荒廃農地の再生作業に要する経費
- ・営農資材などの購入に要する経費

\*中野市青年就農給金交付要綱第2条に規定する給付対象者および中野市新規就農者支援事業補助金交付要綱に定める農業後継者育成支援事業の補助対象者

問い合わせ・申請先 農政課農政係 ☎(22)2111 (内線250)